

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 31 日

南部町長 陶山 清孝

1. 協議の場を設けた区域の範囲

天津地区（谷川集落を除く）

2. 協議の結果取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

【経営体数】

法人 3

個人 11

集落営農 1

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・ 農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・ 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来の在り方

- ・ 南部町、農業委員会、JA、西部農林局、普及所等の関係機関で連携し、地域の中心的な経営体の育成に努める。
- ・ 地域の中心的な経営体に対し、農地の積極的な活用を促し、農地中間管理事業を活用した地域ごとに農地のマッチングに配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。
- ・ 農産物の生産から加工、販売までを行う農業者育成を図り、6 次産業化の推進を図る。